

平成20年度 第6回 長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成21年(2009年)2月18日(水) 13:00~14:00

2 場 所 長野県庁 議会棟404・405号会議室

3 内 容 議事

- (1) 長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について
- (2) その他

4 出席委員(五十音順)

梅 崎 健 夫
大 塚 孝 一
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝
亀 山 章 (委員長)
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
富 樫 均
野 見 山 哲 生
花 里 孝 幸 (委員長職務代理者)

5 欠席委員

阿 部 學
鈴 木 啓 助
中 村 寛 志

平成21年4月13日

長野県環境影響評価技術委員会委員長

亀 山 章 印

1 開 会

○事務局（長野県環境部自然保護課 畔上）

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、長野県環境影響評価条例に基づく平成20年度第6回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます、長野県環境部自然保護課の畔上剛と申します。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に本日の欠席委員の御報告を申し上げます。阿部委員、鈴木委員、中村委員から、都合により御欠席という御報告を頂いております。

技術委員会の委員14名に対しまして、現在11名の委員に御出席いただいております、過半数の委員の御出席がありますので、条例第37条第2項の規定によりまして本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それから、念のため申し上げますが、この会議は公開で行われ、会議録も公表されます。会議録が作成されるまでの間は、音声そのものが長野県のホームページで公開されることとなりますので御承知おき願います。したがって、ホームページでの音声の公開、並びに会議録の作成に御協力いただくため、御発言の際にはその都度お名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。

では、条例第37条第1項の規定により委員長が議長を務めることになっておりますので、亀山委員長に一言ごあいさついただき、議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○亀山委員長

年度末のお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

この事業に関しましては、長野広域連合にとっては非常に急がれる大事な案件でございますけれども、一方では、前回も御指摘いただきましたように、周辺には多くの住民の方が住んでおられるという点で、環境に対して十分な配慮をしていかなければならないというように考えられるものでございます。

今日は3回目でございますので、この方法書に対する意見を取りまとめさせていただきたいと思っておりますので、御協力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議 事

○亀山委員長

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事（1）でございますが、長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、でございます。

まず、前回までの会議の開催状況と本日の会議資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

事務局から、前回までの会議の開催状況と本日お配りしてございます資料の簡単な説明をさせていただきます。

本方法書に係る最初の会議は、昨年12月17日に、本年度第4回技術委員会会議として、長野市清掃

センターリフレッシュプラザ大会議室において開催され、事業概要と方法書の内容について事業者から御説明いただき、事業予定地のサンマリーンながの及びその周辺部の現地調査を行っていただきました。

続いて、1月29日に、第5回技術委員会会議として、この会議室において開催され、方法書についての住民等（環境保全の見地からの意見を有する者）からの意見及び事業者見解について事業者から御説明いただき、それに関して御質疑いただくとともに、方法書全体について委員の皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。

本日も引き続きまして、この方法書についての御審議をお願いするところでございます。

本日の会議資料でございますが、資料1といたしまして、「方法書についての長野市長からの意見及び事業者の見解」でございます。条例の規定に基づき、関係市町村長であります長野市長から提出された環境保全の見地からの意見と、それに対する事業者の見解をまとめたものでございます。

次に資料2として、「方法書についての技術委員会意見等集約表（案）」でございます。前回会議での委員の皆様からの「発言」及び「会議後に提出された追加意見」と、それに基づいた「方法書についての技術委員会意見及び指摘事項（案）」を、集約表としてまとめたものでございます。一番右の欄に、「事業者の見解」が記載されてございますが、委員の発言に対し、前回会議で事業者から御説明いただいた内容のほか、会議でお答えいただかなかったもの及び追加意見に対する事業者の見解を記載してございます。

この集約表は、現在は「暫定版」となっておりますが、本日の御審議の内容も含めまして整理していきたいと思っておりますので、「技術委員会意見及び指摘」の取りまとめに御活用いただければと思っております。

事務局からの説明は以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは資料1につきまして、事業者から御説明をお願いいたします。

○事業者（長野広域連合 八町）

「方法書についての長野市長からの意見及び事業者の見解」ということで御説明申し上げます。

まず、1番目でございますが、方法書全般にわたる御意見ということでございますが、「事業者は、方法書の作成にあたり事前に地域住民の意見を聴取するなど、地域に配慮して環境影響評価を進めているが、この結果は、建設候補地域住民が、ごみ焼却施設の建設の可否を検討する際の判断材料として重要なものとなることから、引き続き、積極的な情報公開に努め、地域住民に十分配慮した環境影響評価を実施されたい。」という御意見でございます。これにつきましては、長野広域連合では、今後も「積極的な情報の公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」の三つの基本方針に基づきまして、環境影響評価の実施に努めてまいります、というものでございます。

2番目でございますが、方法書の事業計画の項目についてでございます。「エネルギーの有効利用と温室効果ガスの排出量の抑制について」というものでございますが、「本計画施設の詳細計画の策定にあたっては、長野市地域省エネルギービジョン、長野市地域新エネルギービジョン等と整

合を図り、積極的に取り組まれない。」という御意見でございます。これにつきましては、施設計画に当たっては、長野市地域省エネルギービジョン、長野市地域新エネルギービジョン等と整合を図り、エネルギーの有効利用と温室効果ガスの排出抑制に、長野広域連合としては積極的に取り組んでまいります。

三つ目といたしまして、「長野市清掃センターの臭気測定結果について」ということで、「当市清掃センターの資源化施設では、平成19年12月から平成20年12月にかけて、臭気対策工事を実施しており、方法書に記載されている臭気測定結果と比較し、状況が改善されているものと思われる。そのため、予測及び評価に当たっては、現況調査の他、最新の測定結果を用いられたい。」という御意見でございます。これについては、今回の環境影響評価の予測・評価に当たりましては、最新の調査結果等を利用してまいります。

四つ目といたしまして、「交通量等について」ということでございますが、「対象事業実施区域周辺の道路整備について、当市では、対象事業実施区域周辺において、構想路線の建設、落合橋北詰交差点改良を計画している。環境影響評価準備書の段階までに、それぞれの計画が確定した場合には、予測及び評価の際に、その計画との整合に留意されたい。」という御意見でございます。こちらにつきましては、環境影響評価準備書の段階までに確定した計画等につきましては、予測・評価の際に整合を図ってまいりたいと考えております。

5番目でございますが、「善光寺御開帳について」ということでございまして、「平成21年4月5日から5月31日にかけて、善光寺御開帳が開催される。現況調査の実施時期が、この時期と重なる場合には、交通量が通常期より増加することが予想されるため、予測及び評価の際に留意されたい。」という御意見でございます。こちらにつきましては、実際、今の計画でいきますと、現地の調査に入っていくのが6月ごろになる予定でございますので、直接、御開帳とは重ならないものと考えておりますけれども、特にこういう特殊な状況につきましては、環境影響評価をする上で、配慮するとともに、十分に留意してまいりたいと考えております。

6番目といたしまして、「ごみ処理手数料有料化制度の開始及び周辺町村との合併について」ということでございますが、「当市では平成21年10月1日から、家庭ごみ処理手数料の有料化制度を予定している。また、平成22年1月1日を目標に、信州新町、中条村との合併協議をすすめている。これらの要因により、それぞれの時期の前後で当市清掃センターへの搬入台数が通常期と比較して変動する可能性があるため、予測及び評価の際には留意されたい。」というものでございます。こちらにつきましては、制度の変更、周辺町村との合併などの変動要因については、環境影響評価を行う上で、十分に留意をしてまいりたいと考えております。

最後になりますが7番目でございます。「隣接施設との連携等について」でございます。「現況調査にあたっては、対象事業実施区域にあるサンマリーンながの及び当市清掃センターの稼働状況に留意するとともに、両施設と十分調整の上、実施されたい。」という御意見でございます。こちらにつきましては、現況調査を実施するに当たりましては、両施設と密接に連携を図りながら環境影響評価を実施してまいりたいと考えております。

長野市長からの意見と長野広域連合の見解については以上でございます。よろしく申し上げます。

○亀山委員長

ありがとうございました。ただいま説明いただきました資料1の関係につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○花里委員

6番についてちょっとお伺いいたします。家庭ごみ処理手数料の有料化制度ということがありますが、お分かりになればこの内容を説明していただきたいということと、これによってごみ焼却施設で扱うごみの量又は質に影響が出るかどうかということについて御説明をお願いします。

○亀山委員長

事業者から御説明よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○事業者（長野広域連合 土屋）

ごみ処理の有料化につきまして、現在、ごみを市民の方からお出しいただくときに、実費程度で袋を購入していただいて、ごみの収集をしておりますが、今度、詳細については十分に承知しているわけではございませんけれども、一定の金額で袋を購入していただいてお出しいただくというように、ごみ処理に係る経費を御負担いただくということを考えているようでございます。

このことを行うことによりましてごみ質等に影響があるのか、というお尋ねですが、ごみ質等に影響が出てくるおそれはないものだと思っています。ただ、制度の切り替えの時期に、10月1日以降有料化になるということで、駆け込みで、大体このようにごみの制度が変わるときにはごみが大量に出てくるような傾向がございます。そういったことがございますので、長野市長の意見の中に、こういう機会において変動の要因があるということでの留意しろということだと思っています。

○亀山委員長

どうぞ。

○花里委員

続いてですが、有料化して値段が高くなるということは、多分ごみの量が減るということになっていくのかなという気がするのですが。また逆に、不法投棄が出てくるかもしれない。そういったことがちょっと懸念されるのですけれども、そういったことがいろいろ複雑にごみの量に影響すると思うのです。それを予想するためにはほかに既に同じように有料化、袋の値段を上げているということなのでしょうが、そういう所での事例がもしあれば、調べて参考にされたらいいのではと思うのですが、いかがでしょうか。

○亀山委員長

ありがとうございました。いかがですか。

○事業者（長野広域連合 土屋）

長野市ではそういった有料化を行った事例を調査いたしまして、有料化によるごみの減量の効果がどの程度あるかについても、十分調査をされているようです。ただ、聞いたところによりますと中には非常に効果が出ている所もある反面、顕著な効果が現れなかった事例もあるようでございまして、その辺のところがかみにくいのかと思います。ただ、有料化によって減量化というのは一定量は見込まれると思います。そういうことで十分資料等を確認してまいりたいと考えております。

○亀山委員長

よろしいですか。

○花里委員

信州新町と中条村が長野市と合併するということですが、この二つの町村は既に圏域に入っていますから、これによって例えば、焼却施設に関わる人口が変動するという事ではないですか。確認させてください。

○事業者（長野広域連合 土屋）

信州新町、中条村の可燃ごみにつきましては現在も長野市清掃センターで処理されております。しかしながら、合併ということになりますと可燃ごみ以外のごみ、不燃ごみですとか、資源ごみですとか、そういったものは当然合併によって長野市の施設で処理することになりますので、そういう意味で搬入台数が現状と多少変わる、増えることは想定できます。

○亀山委員長

ありがとうございました。そのほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

○片谷委員

今、花里委員が質問されました有料化の影響の件ですが、お話に出ましたように、かなり先例がありまして、それに関する研究例も出てきております。例えば、廃棄物学会誌のようなどころには有料化による減量効果等の研究報告が論文として出ておりますので、そういったものを参考にしてなるべく定量的な評価に反映していただきたいと思っております。

別の質問ですが、善光寺の御開帳は時期が重ならないというお話がございましたが、もちろんこれに限らずに、特殊な状況は基本的に現地調査の時に避けるのが大原則だと思いますので、調査日程の設定の時には十分お調べいただいて、ピンポイント的な特別な状況の時に測ってしまったということがないように注意をしていただきたいと思っております。

○亀山委員長

ありがとうございました。そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

次に、資料2につきまして、まず事業者の見解について事業者から御説明をお願いいたします。

○事業者（長野広域連合 桑原）

資料2の事業者の見解につきまして説明させていただきます。なお見解の欄の括弧付けで記載してあります、第5回会議での回答につきましては既に説明が済んでおりますので、御説明を省略させていただきます。

それでは1番、事業計画についてであります。片谷委員様より、「戦略的環境アセスメントの概念という言葉の妥当性について、これは戦略的環境アセスメントの概念のごく一部が取り入れられたというレベルであるかと思うので、住民意見に対する回答の仕方を工夫された方がよいのでは。」という御意見についてですが、こちらにつきましては、準備書において記載内容を修正してまいります。

それでは4番に飛ばさせていただきます。4番、事業計画について、「対象事業実施区域の真北に家があるが、その家の方々がどういう意見なのかをしっかりと聞いておいていただきたい。」につきましては、長野市と長野広域連合では、松岡区を窓口として地域の皆様の御意見や御要望の集約を図ってまいります。

5番、大気質、悪臭、片谷委員様の関係ですが、「調査地点を増やしてほしいという住民意見に対する回答で、項目の違うものを合わせて計3地点という表現は適切ではないのでは。」についてですが、こちら準備書において記載内容を修正してまいります。

6番から10番につきましては大気質の調査地点についての御意見であります。

6番、片谷委員様より、「対象事業実施区域は住宅が近く、測定地点の数、位置の決め方の考え方は、郊外に設置する場合と少し変える必要があるかと思う。住民意見も踏まえ、気象データ等をもう一度確認した上で地点数、位置をもう少し詳しく検討することが必要では。」につきましては、測定地点の数や位置については、住民意見も踏まえ、地域全体のバランスや気象特性等を考慮し計画したのですが、技術委員会等の審議経過を踏まえ、更に検討してまいります。

7番、亀山委員長様より、「対象事業実施区域周辺は土地区画整理事業が行われ住居が近接している場所であり、将来的にもそうした土地利用となることが考えられることから、環境に対し十分な調査と配慮が必要と思う。」についてですが、こちらにつきましても、先ほど述べました6番の見解と同じでございます。

8番、鈴木委員様より、「方法書235ページで、大気汚染調査の全項目の調査予定地点が北東から南西へ3点並んでいるが、風は川沿いに流れる性質があり、西側の点が少ないように感じる。全項目の大気汚染調査地点を西側に追加した方がよいのでは。」、同じく10番、鈴木委員様より、「方法書84ページ、85ページ、風配図は犀川沿いの観測地点がない結果であり、犀川沿いに東風が吹くことが予想されるので、配慮されたい。」につきましては、前回の技術委員会の審議経過を踏まえ、大気質の西側における調査地点の追加を検討してまいります。

13番、佐藤委員様より、「過去のデータなどで、焼却炉から何kmまで大気質の影響があるのかというデータが出るのではないかと。そうすればごみ焼却炉で何kmまで影響が出る、ということが新たに分かり、有効利用できるのではないかと。」についてですが、過去のデータで大気環境における影響範囲を判定できる適当なものがなかったことから、方法書を作成するに当たっては、大気拡散式を用いて、最大着地濃度出現距離を求め調査範囲としたものです。

17番、水質について鈴木委員様の、「方法書258ページの水質の調査で、工事中のpH、SS、濁度の調査頻度が2回/年（降雨時）とあるが、降雨時の増水量はとて変化が大きいので、降雨時に2回測って何がわかるかという問題がある。調査回数を増やさないと議論ができないのでは。」は、降雨時の調査回数についての御指摘ですが、降雨時の水質調査につきましては、降雨時の増水に伴う水質の変化を調査するものではなく、降雨時のピーク時における水質を把握することを目的として行いますので、年間を通じて雨の多く降った日の2日程度を狙って調査を考えております。なお、長野市の日降水量50mm/日以上の日数は、平年値では1.4日でした。

18番、気象について梅崎委員様より、「施設稼働後の周辺での地下水のモニタリングを行ってはいかがでしょうか。」の御意見ですが、現在の長野市清掃センターで利用している井戸のうち適当なものをモニタリング用として活用していく計画でございます。

19番、土壌汚染について小澤委員様より、「排ガスからのダイオキシン類による土壌汚染の予測の範囲が2kmに限られていて、事業規模に対し少し狭いのではないかと。最大着地濃度の発生距離の範

囲がシミュレーションの2分の1から3倍くらいであったという旧環境庁の報告があるので、もう少し広い範囲を対象地域にした方がよいのでは。」については、土壌汚染の調査範囲をもう少し広い範囲にした方がよいのではという御指摘ですが、基本的には、最大着地濃度出現距離が2 km 程度であることから、その付近を調査地点として選定をしております。なお、主風向帯の風下では2 km の外側においても土壌調査を行うこととしています。

20 番から 23 番につきましては、地盤沈下について頂いた御意見であります。

20 番、富樫委員様より、「地下水位の下まで掘削する場合、湧き出した地下水を汲み上げる必要が生じる可能性がある。地下水を汲み上げた場合、周辺の住宅、井戸に対し地下水、地盤沈下の影響が及ぶ可能性があるのでは。このことから、地盤沈下の予測評価を行った方がよいのでは。」との御指摘についてですが、地下水位の低下による地盤沈下の影響については、対象事業実施区域周辺の既存地質図や地質調査結果等を再度調査し、その影響について予測・評価をいたします。なお、対象事業実施区域は地下水位が高いため、設計においては地質調査ボーリング等を実施し、地盤沈下が生じないような建設工法等を実施していきます。

21 番、富樫委員様より、「地下水の低下に伴う周辺地盤への影響は、広い範囲に広がる可能性がある。」につきましては、20 番の見解のほか、水象における地下水の項目において対象事業実施区域周辺の井戸等で地下水位、地下水利用状況等についての調査を行い、周辺環境への影響を予測・評価いたします。

22 番、梅崎委員様より、「地下水の汲み上げ量と現状とを踏まえ、地盤沈下が起きているかどうかは供用後の問題だと思う。同じような施設で同じようなことをするので、地盤沈下が進んでいないということは確認するべきでは。」については、現状の地盤沈下についての御意見ですが、既存の清掃センターが約 26 年稼働していますが、周辺における地盤沈下は確認されておりません。また、新施設稼働後においては、周辺のモニタリング井戸等で水位の観測を行う予定であります。

23 番、富樫委員様より、「既存焼却施設の工事・供用において地盤沈下について特に問題はなかったとあるが、根拠としては説得力がない。」という御指摘につきましては、20 番に示す見解のとおり、地盤沈下の影響について予測・評価を実施し、現況の把握に努めてまいります。

24 番、富樫委員様より、「新しい図面をもとに評価した方がよい。」という御指摘につきましては、予測・評価を行う上では最新のものを利用してまいります。

25 番、梅崎委員様より、「液状化の問題が考えられるので、その検討も建設時にお願いしたい。」という御指摘についてですが、上段の読み上げは省きますが、計画施設の設計に当たっては、再度、地質調査ボーリングを実施し、液状化の危険性について詳細な調査を実施してまいります。その上で、地盤改良や杭の施工等も検討してまいります。

ここからは植物、動物について説明させていただきます。

26 番、大塚委員様より、「環境保全研究所で近辺の河川の植生調査をした資料があり、希少種が何種類か確認されている。」についてですが、御指摘いただいた資料について参考にさせていただき、現地調査をさせていただきます。

27 番、大塚委員様より、「方法書 267 ページの植物の調査で、針葉樹、広葉樹等あるいは植生の高木、低木等とあるが、かなり絞った形の調査を考えているのかと思う。また、活力度はかなり詳細な調査が必要と感じるが、できるだけこういった形でとらえていただければよいと思う。植物への影響は直接の改変ではなく、ばい煙などが影響してくるのだろうと思われるので、これを留意してお願いしたい。」につきましては、植物相の調査項目としては、針葉樹、広葉樹は、例として取り上げた

もので、現地の植物相を全て調査する予定でございます。

28 番、佐藤委員様より、「樹木の中に含まれている成分に、何らかの焼却炉の影響が出ている可能性があるのでは、それを調べる方法はないか。」という御指摘につきましては、調査を行うための方法等が公に定められたものが無く、予測・評価の手法が確立されていないことから、本環境影響評価で実施することは困難であると考えます。

29 番、中村委員様より、動植物の調査範囲についての御指摘ですが、対象事業実施区域及びその周辺は既に開発が行われた地域であります。犀川河川敷内の林に着目して、動植物の調査を行うこととしました。なお、そのエリアは、対象事業実施区域の南側に隣接し 1 km の範囲に含まれております。

30 番、中村委員様より、動植物調査の昆虫類の現地調査の手法についての御指摘ですが、任意採集する手法としては、スウィーピング法、ビーティング法が一般的に用いられており、昆虫類の任意採集については、これらの方法を考えております。

31 番、中村委員様より、「方法書 273 ページの予測方法で、レッドデータブック等の貴重種ランクによって判断するとあるが、調査した場合に貴重種が確認されなかった場合、どういう形で予測を行うのか。」につきましては、貴重種が含まれる主要な種、例えば哺乳類相、鳥類相等への総合的な予測・評価を行うことを考えています。

32 番、阿部委員様より、「動物への影響の予測において、調査結果の影響の有無、程度の大小をどのように予測、評価を行うのか示していただきたい。」についてですが、動物への影響の予測においては、生物相としての構成種、生態系の変化を示す形で予測・評価を行います。

33 番、生態系について大塚委員様より、「生態系の評価も実施してはどうか。」についてですが、前回の技術委員会の審議経過を踏まえ、生態系について、予測・評価を行うことを検討してまいります。

34 番、触れ合い活動の場について、「触れ合い活動の場についての評価を実施してはどうか。」についてですが、こちらも前回の技術委員会の審議経過を踏まえ、触れ合い活動の場について、犀川河川敷を対象に予測・評価を行うことを検討してまいります。

36 番、動物について陸委員様より、「ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカについては、長野県のホームページに県内分布の最新情報が掲載されているので、準備書では、そのデータを用いられたい。」についてですが、準備書については最新のデータを活用してまいります。

37 番、触れ合い活動の場についてですが、陸委員様より、「方法書 149 ページの“人の触れ合い活動の場”の表現について」の御指摘ですが、こちらにつきましては“触れ合い活動の場”と準備書において記載内容を修正してまいります。

以上、資料 2 の説明を終わらせていただきます。

○亀山委員長

ありがとうございました。引き続き、ただいまの資料の「委員会意見又は指摘（案）」という部分がございますが、これにつきまして事務局から説明をお願いします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

それでは事務局から御説明申し上げます。引き続き資料 2 を御覧ください。前回会議で委員の皆様からいただきました、御意見、御質問及び会議後に提出された追加意見を「発言要旨及び追加意見」

欄に記載してございます。その発言等が「意見」であるか「指摘」であるか、事務局の案として整理させていただきます、該当する欄に「意見」又は「指摘」と記載してございます。

下欄の注にありますとおり、「意見」とは技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見でございます。「指摘」とは準備書の作成に当たり、記載内容の整備を求めるものでございます。「意見」、「指摘」に該当するものは「委員会意見又は指摘（案）」として、文言を整理して記載しております。

また、「意見」、「指摘」のいずれにも該当しないものは、発言内容が他の意見・指摘に集約されているものや、会議の中で事業者に詳細な説明を求めた発言であるなどのため、意見・指摘として採用しないもので、その理由を併せて記載してございます。

それでは、技術委員会意見として整理させていただいた項目について簡単に御説明申し上げます。

まず2ページを御覧ください。6番、9番の片谷委員の意見、それから7番の亀山委員長の意見、それから8番、10番の鈴木委員の意見、これを集約させていただきまして、技術委員会意見案といたしましては、「大気質の調査については、風向等気象の状況及び住宅地が近接している等の土地利用の状況を考慮し、調査地点の見直しを行うこと。」と整理させていただいております。

次に4ページを御覧ください。17番の鈴木委員の意見でございますけれども、これにつきましては「降雨時の河川の水質変動が大きいことを考慮し、降雨時における水質の調査頻度を見直すこと。」と整理させていただきました。

18番の梅崎委員の意見でございますが、これにつきましては、「地下水位の調査地点については、施設供用後の水質モニタリングを考慮して選定すること。」と、それから19番の小澤委員の意見でございますが、これにつきましては、「ダイオキシン類の土壤汚染の調査範囲については、排出ガスの最大着地濃度出現距離に安全率を考慮して設定すること。」と整理させていただきました。

5ページを御覧ください。地盤沈下、地形・地質の関係でございますが、20番、21番、それと6ページの23番の富樫委員の意見、それから22番の梅崎委員の意見、これを集約させていただきまして、委員会意見案といたしましては、「対象事業実施区域の近接する場所に「泥がち堆積物」があり、地盤沈下の恐れもあるので、地盤沈下について環境影響評価を実施すること。」という整理でございます。

6ページの25番でございますが、梅崎委員からの意見でございます。これにつきましては委員会意見案といたしまして、「対象事業実施区域のボーリング調査結果によると、強度の弱い「礫混じり砂」が見受けられるので、液状化の危険性について検討すること。」と整理させていただきました。

7ページの29番の中村委員の意見でございますが、動植物に関してでございますが、「動植物の調査範囲については、煙突排ガスの影響範囲を考慮して設定すること。」と整理をさせていただきました。

8ページの32番、阿部委員の意見につきましては、「動物への環境影響評価における予測及び評価の方法について、明確にすること。」と、それから33番の大塚委員の意見でございますが、「動植物に対する環境影響評価の実施に合わせ、生態系に対する環境影響評価も実施すること。」と、それから34番の陸委員の意見でございますが、「犀川河川敷については、触れ合い活動の場として利用されていることから、環境影響評価を実施すること。」と整理させていただいております。

以上、技術委員会意見案として整理させていただいた項目について御説明申し上げましたが、これはあくまで事務局としての整理案でございますので、御審議いただければと思います。

説明は以上でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。それでは今、御説明いただきました資料2につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたしますが、その前に、欠席委員から何か意見が提出されておりましたら、事務局から御説明お願いいたします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

本日御欠席の鈴木委員から、資料2について御意見が寄せられておりますので、事務局から御報告申し上げます。4ページ、17番の「降雨時における水質の調査頻度の見直し」に対する事業者見解についての意見でございます。読ませていただきます。

「降雨時のピーク時における水質を把握することを目的」とありますが、降雨時のピークはリアルタイムで分かるはずがありません。気象庁のスーパーコンピュータでも、これから何分後にある場所の降雨がピークになるかを予想することはできません。降った後に、観測結果から、何時何分ごろがピークだったかが分かるのです。ですから、この目的を達成することは不可能です。また、「長野市の日降水量50mm/日以上の日数は、平年値では1.4日となります。」だから「年間を通じて雨の多く降った日の2日程度を狙って調査」とありますが、本当に日降水量が50mm前後の日の降雨のピークに水質を調査することが可能でしょうか。穿った見方をすると、「昨日50mm降ったから、今日、懸濁物質濃度を測ろう」と考えているとしか思えません。これでは、何の意味もありません。流量が増えつつある時にのみ、河川水中の懸濁物質濃度は増えます。降雨終了後の減水時には綺麗になっています。大規模に地面を攪拌する工事では、降雨によって懸濁物質が河川に出ることが極めて多いので、危惧しているのです。ある一定の基準で多数回の調査をした結果として、工事による濁水の影響がどうかを議論するのは分かりますが、事業者のおっしゃるような方法では科学的な根拠が不明です。私としては、影響を議論することは不可能であると言わざるを得ません。

ということで、鈴木委員から御意見が寄せられております。

○亀山委員長

ありがとうございました。それでは、今御説明をいただきました件について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○片谷委員

私の発言に関わる委員会意見の案でございますけれども、番号で言うと6番に当たりますが、これにつきましては私の意図は十分この事務局案で反映されておりますので、この案のとおりで私は結構でございます。

○亀山委員長

ありがとうございました。そのような具合に意見をおっしゃっていただいた方、この委員会の意見、これはあくまで案、と御説明いただいたわけですが、このような形で知事に意見として出されるということについて、御意見ございましたら頂ければと思っております。

○花里委員

降雨の後に水量が増えた時に懸濁物質が出るとかいうのは、鈴木委員のおっしゃるとおりなのですが、そうするとなかなか調査をするのが難しいということなのですけれども、一つのやり方として、自動採水器というものがありますから、あれを設置して、例えば降雨がありそうな時に採るようにして、もしうまくピークに採れなければサンプルを増やすのも大変ですから、それは測らないというようにするなど、何かそういう感じで工夫をできるのではないかと思いますので御検討いただければと思います。

○亀山委員長

はい、どうぞ。

○コンサルタント会社（財団法人日本環境衛生センター 羽染）

当初考えていた採水方法について、ちょっと言葉足らずだったので、補足説明をさせていただきたいと思います。当初、こんな方法でどうだろうかと思ったのは、過去のデータから、例えば1日50mm以上降るとか30mm以上降るとか、そういうような大雨が降る予報が出たら、雨が多く降りそうな日を狙い、降ったということであれば現場に行って1日の間に1時間おき、例えば朝の7時とか8時から始まって夕方まで1時間おきに7回か8回採水するような方法で、雨の多く降った日の採水を2回ぐらいやろうかなという考えであったのですが、ただいま花里委員から紹介いただきましたように自動採水器というものもあるということでしたので、その辺も含めて採水方法を検討し、また、鈴木委員にも教えていただいて、後日、採水、サンプリング方法を検討させていただきたいと思います。事業者から以上のような見解で、補足説明させていただきました。

○亀山委員長

ありがとうございました。今御説明いただきましたけれども、4ページのところに委員会意見の案として、「降雨時の河川の水質変動が大きいことを考慮し、降雨時における水質の調査頻度を見直すこと。」という意見の案でございますので、それを受けてやっていただければと思います。よろしくお願いたします。

ほか、何かございますか。よろしいでしょうか。よろしければ方法書全体につきまして、更に御意見、御質問等がございましたらお願いたします。

○佐藤委員

資料1も含めてでよろしいでしょうか。

○亀山委員長

今は資料2のところをやっておりまして、資料2の方について特に御意見がなければ、更に方法書全体について御意見を、と言ったのですが、もちろどこでも結構でございます。はい、どうぞ。

○佐藤委員

先ほど気付くのが遅くて戻ってしまいますが、資料1の2番の事業計画のところですが、意見に対する見解にちょっと具体性がなさすぎるようで、ちょっと気掛かりです。整合を図り積極的に

取り組む…ですから、意見に対する見解になってないのではないかなと。もう少し具体性があった方がいいのではないかなと思いますが、いかがでしょう。

○亀山委員長

二つ目の文章は、「本計画施設の詳細計画の策定にあたっては、長野市地域省エネルギービジョン、長野市地域新エネルギービジョン等と整合を図り、積極的に取り組まれない。」というのが意見ですよ。それに対して事業者は、「施設計画にあたっては、長野市地域省エネルギービジョン、長野市地域新エネルギービジョン等と整合を図り、エネルギーの有効利用と温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組みます。」というのだから、「積極的に取り組んでください」について、「積極的に取り組みます」となっているのでもいいように思いますが、まずいですか、これは。左と右の文章を読み比べたときに。

○佐藤委員

もしかしてですね、「温室効果ガスの排出抑制に」というところが受けた言葉だとすると、意見に対して答えたことになるのですが。「積極的に取り組まれない」、それに対して「取り組みます」、というのでは…。

○亀山委員長

意見の一番上には、「エネルギーの有効利用と温室効果ガスの排出量の抑制について」と書いてあって、「積極的に取り組まれない」と書いてあるわけですよ。それに対して「温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組みます」というのが事業者の見解なわけですよ。一応答えていることになりませんか。

○佐藤委員

なりますかね。

○亀山委員長

事業者、いかがでしょうか。

○事業者（長野広域連合 土屋）

具体性に欠けるという御指摘はまさにそのとおりだと思うのですが、私どもは温室効果ガスの削減あるいはエネルギーの有効利用ということで、ごみをただ燃すのではなくて、積極的に、いわゆる新エネルギーである発電をして電力の回収、熱回収に努めようということで、今の計画では 6,000kWh ぐらいの発電をしたいということで考えております。ただ、現時点では、この環境影響評価と並行してこれから整備計画を作っていく中で検討していきたいと思っております、その具体的な数字というのは現段階ではなかなかお出しできなかったということがございます。そういう中で、長野市で策定されております省エネルギービジョンあるいは新エネルギービジョンにそれぞれ計画値が盛り込まれておりますので、そういった数値を目標にして私どもの計画を作ってまいりたいと考えております。

○亀山委員長

よろしいですか。具体性には欠けるけれども、取り組んでいくということです。

○佐藤委員

それでは、そういう具体性があるならばよろしいかと思えます。

○亀山委員長

ありがとうございました。

それでは方法書全体につきまして、これまで御指摘いただいておりますが、更に何か御意見、御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○塩田委員

この方法書の内容は、基本的に県の条例に基づいて、かつ法律に基づいて、それなりの内容になっており、それで足りないところについては、本委員会の意見を集約して実施されると思えますが、さらに、法律の最低限ではなくて、もう少し積極的に行うところがあるのではないかなと感じています。例えば、騒音の場合ですと敷地境界線よりちょっと外に出てというようなことをやっていますが、高さ方向の伝搬や距離減衰がどうなっているとかですね、そのようなことまで入っていかないと、敷地境界線における高さ＝1.2mのところではOKだけれども、それ以上の高さ方向ではどうなっているのかは実は分からない訳ですね。その辺のプラスアルファの積極性が中に見えていると、更に周辺の住民の方も安心するのではないかなと感じたわけですが。

○亀山委員長

はい、わかりました。というようなことでございますが、事業者、何かございますか。

○コンサルタント会社（財団法人日本環境衛生センター 羽染）

貴重なアドバイスありがとうございます。例えば音ですと、音の伝搬予測式などを方法書に具体的に表現をしていなかったのがいけなかったと思うのですが、一応、考え方では高さ方向まで考慮した発生源を入力し、シミュレーションする場合も三次元的に予測できるような予測式を採用する予定です。施設の中、周辺では三次元的な考え方を取り入れて、（まあ周辺より以遠になると、平面の予測になってしまいますが…）、施設の音源としては高さ方向も入れて予測するという方法を考えております。

○亀山委員長

よろしいですか。今おっしゃっていただいたことについて、事業者からお答えいただいたということが、議事に残りますので、そのようにお答えいただいたというふうに御理解いただけると思えます。よろしいですね。そのほかどうでしょうか。よろしいでしょうか。

方法書についての御意見が出尽くされたようでございますと、この技術委員会意見及び指摘の取りまとめの方法について、先ほどの資料2の意見等集約表を整理するというところで行っていきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。それで本日の御審議の内容も含めまして事務局で、意見等

の集約表を整理していただいて、後日、各委員に電子メールか郵送でお送りし、内容を確認していただくということにしたいと思います。そこで必要な修正を行った後に、最終的に私が確認し、県知事に提出する「技術委員会意見及び指摘」を確定させたいと思います。御一任いただければと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。では、確定した際には委員の皆様にご報告申し上げます。

今後の流れにつきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

それでは事務局から今後の流れについて御説明いたします。今後の流れですが、今、説明のありましたように、委員会意見及び指摘が確定され次第、県知事あてに御提出いただくこととなります。知事はその技術委員会意見と、先ほどの長野市長の意見を勘案するとともに、住民等の環境の保全の見地からの意見を有する者の意見に配慮して、事業者に知事意見を述べることとなります。この知事意見は県のホームページで公表されます。また、技術委員会の指摘につきましては、その内容を反映した環境部長指摘として、事業者に述べることとなります。事業者は知事意見を勘案するとともに、住民等の意見に配慮しまして、調査、予測及び評価を実施していただき、さらに、調査結果を取りまとめたもの及び保全対策などを記載した準備書の作成へと手続が進んでまいります。

○亀山委員長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。特に御発言が無いようですので、議事の（１）につきましてはここまでいたします。

続きまして議事の（２）の「その他」でございますが、事務局から何かございましたらお願いいたします。

○事務局（長野県環境部自然保護課 横浜）

今後の案件の見通しについてでございますけれども、方法書を皆様方に郵送させていただいております、須坂市峰の原の風力発電事業について、でございますけれども、以前、御報告させていただいたとおりですが、事業者としては、この春ごろまでに事業を実施するかどうか判断したいということでございますので、事業者において事業を実施するという方針が出された場合には、事務局といたしまして、現地調査を含め技術委員会の開催について計画させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○亀山委員長

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そのほか、全体を通して委員の皆さんから何か御意見ございましたら、御発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

特に御発言が無いようでしたら、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

○事務局（長野県環境部自然保護課 畔上）

それでは、本日の技術委員会会議はこれで終了いたします。どうも、皆様お疲れ様でございました。